

議案第7号

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正
について

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する
規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成31年3月14日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

日常的に痰の吸入や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童生徒の就学に伴い、
学校に看護師を配置するための文言を加え、西志和小学校と志和堀小学校の統合
及び河内小学校と河内西小学校の統合に伴い、関係する学校事務センターの関連
校を変更するほか、事務の効率化及び簡略化を目的とした別記様式の整理を行う
とともに所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

平成31年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に
属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「又は道徳の教材として図書を計画的かつ継続的に使用しようとするとき」を削る。

第30条の5第1項中「及び養護講師」を「、養護講師又は看護師」に改め、同条第3項中「児童生徒」を「児童又は生徒」に改め、同条に次の1項を加える。

4 看護師は、^{かくたん}喀痰吸引その他児童又は生徒がその日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるものに従事する。

別表東広島市立志和中学校の項中「東広島市立志和堀小学校」を削り、同表東広島市立河内中学校の項中「東広島市立河内西小学校」を削る。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第4条関係）

| | |
|---|--|
| <p>(住所)</p> <p>(氏名)</p> <p>さん</p> <p>保護者 様</p> <p>学校</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">入学期日及び学校指定通知</div> <p>〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号 東広島市教育委員会 学校教育部学事課 TEL (082) 420-0975</p> | <p style="text-align: center;">入学期日及び学校指定通知書</p> <p>学校教育法施行令第5条第1項及び第2項（同令第6条において準用する場合を含む。）の規定により通知しますので、下記のとおり児童・生徒を入学させていただきます。</p> <p>入学児童 生徒氏名</p> <p>生年月日</p> <p>性 別</p> <p>入学学校名 東広島市立 学校</p> <p>入学期日 平成 年 月 日</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>東広島市教育委員会 </p> |
|---|--|

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第6条関係）

指 定 学 校 変 更 申 立 書

平成 年 月 日

東広島市教育委員会 様

保護者 住 所

氏 名

㊟

次のとおり、学校教育法施行令第8条の規定による指定学校の変更の申立てをします。

なお、通学については、保護者の責任において行います。

| | | | | | |
|-------------------------------------|--|------------|-----------|----------------|-------|
| 指定学校の名称 及 び 学 年 | 東広島市立 学校 第 学年 | | | | |
| 指 定 の 変 更 を 希 望 す る 学 校 の 名 称 | 東広島市立 学校 | | | | |
| ふ り が な 児 童 生 徒 の 氏 名 | | 生 年 月 日 | 平 成 年 月 日 | 性 別 | 男 ・ 女 |
| 現 住 所 | 東広島市 | | | | |
| 前 住 所 | 東広島市 | | | | |
| 指 定 変 更 期 間 | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで | | | | |
| 通 学 方 法 | 徒歩・自転車・バス・その他（ ） | | | 通 学 所 要 時 間 | 約 分 |
| 理 由 | <input type="checkbox"/> 学年途中の転居 <input type="checkbox"/> その他 | | | | |
| 連 絡 先 | 氏 名 電 話 番 号 | | | | |

注 1 「性別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 「通学方法」の欄は、該当する項目を○で囲み、その他の場合は、括弧内に具体的に記載してください。

3 「理由」の欄は、該当する項目の□欄にチェックをし、その他の場合は、欄内に具体的に記載してください。

別記様式第 1 2 号を次のように改める。

別記様式第14号の2の1の様式注1中「特別の教科道徳」を「特別の教科 道徳」に改める。

別記様式第14号の2の2の様式中

「道 徳」を「特別の教科 道徳」に改め、同様式注1中「道徳」を「特別の教科 道徳」に改める。

別記様式第14号の3の3の様式中「道徳」を「特別の教科 道徳」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和49年教育委員会規則第8号）新旧対照表【抜粋】

| 新 | | 旧 | |
|--|----------------------------|---|---|
| <p>(教材の承認)</p> <p>第25条 校長は、小中学校長において教科書の発行されていない教科の主たる教材として教科用図書を使用しようとするとき_____は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(職員及びその職務)</p> <p>第30条の5 小中学校に必要があるときは、講師、<u>養護講師又は看護師</u>を置く。</p> <p>3 養護講師は、<u>児童又は生徒</u>の養護に従事する。</p> <p>4 看護師は、<u>略痰吸引</u>その他児童又は生徒がその日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるものに従事する。</p> <p>別表（第30条の7関係）</p> | | <p>(教材の承認)</p> <p>第25条 校長は、小中学校長において教科書の発行されていない教科の主たる教材として教科用図書を使用しようとするとき<u>又は道徳の教材として図書</u>を計画的かつ継続的に使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>職員及びその職務</p> <p>第30条の5 小中学校に必要があるときは、<u>講師及び養護講師</u>を置く。</p> <p>3 養護講師は、<u>児童生徒</u>の養護に従事する。</p> <p>別表（第30条の7関係）</p> | |
| 学校事務センター設置校 | 関連校 | 学校事務センター設置校 | 関連校 |
| (略) | | (略) | |
| 東広島市立志和中学校 | 東広島市立西志和小学校 東広島市立東志和小学校 | 東広島市立志和中学校 | 東広島市立西志和小学校 東広島市立志和堀小学校 東広島市立東志和小学校 |
| (略) | | (略) | |
| 東広島市立河内中学校 | 東広島市立河内小学校 東広島市立入野小学校 | 東広島市立河内中学校 | 東広島市立河内小学校 東広島市立入野小学校 東広島市立河内西小学校 |
| (略) | | (略) | |
| 別記様式一略一 | | 別記様式一略一 | |